

令和6年 第1回

かつらぎ町議会定例会（12月会議）

議 案

令和6年11月28日提出

令和6年第1回かつらぎ町議会定例会（12月会議）付議事件

議案第 96 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 97 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	2
議案第 98 号	かつらぎ町課室設置条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第 99 号	かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第100号	かつらぎ町特別会計条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第101号	かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例制定について	11
議案第102号	町道の廃止について	15
議案第103号	町道の廃止について	16
議案第104号	町道の廃止について	17
議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について	18
議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第107号	財産の取得について	20
議案第108号	和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について	21
議案第109号	令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第7号）	22
議案第110号	令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	47
議案第111号	令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	54
議案第112号	令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	59
議案第113号	令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第2号）	68
議案第114号	令和6年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第3号）	70
議案第115号	令和6年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第3号）	80

議案第 96 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 おか むら とし はる
岡 村 利 晴

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和7年6月30日、岡村利晴委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 97 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住所

氏 名 きた うら ひろ こ
 北 浦 弘 子

生年月日

提案理由

令和7年6月30日、北浦弘子委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 98 号

かつらぎ町課室設置条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町課室設置条例（昭和37年かつらぎ町条例第3号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町課室設置条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
行政組織の改編に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町課室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町課室設置条例の一部を改正する条例

かつらぎ町課室設置条例（昭和37年かつらぎ町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管財情報課」を「管財課」に、「住民福祉課」を「福祉介護課」に、「環境課」を「住民環境課」に、「健康推進課」を「健康保険課」に、「産業観光課」を「農林振興課」に改め、「産業観光課」の次に「まちづくり推進課」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画公室

- (1) 総合企画調整に関すること。
- (2) 基本計画等の総合調整に関すること。
- (3) 土地利用対策調整に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 情報政策に関すること。
- (6) 交通政策に関すること。

総務課

- (1) 職員に関すること。
- (2) 例規の審査、制定改廃に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 文書に関すること。
- (5) 議会に関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) 個人情報保護に関すること。

- (8) 選挙に関する事。
- (9) 各行政委員会に関する事。
- (10) 自治振興に関する事。
- (11) 庁舎の整備及び管理に関する事。
- (12) 庁内庶務に関する事。

管財課

- (1) 財産の取得、管理及び処分にに関する事。
- (2) 公営住宅等の管理及び建築に関する事。
- (3) 工事関係等の請負契約及び用度に関する事。
- (4) その他建築事業に関する事。

危機管理課

- (1) 防災対策に関する事。
- (2) 防災計画に関する事。
- (3) 災害対策本部に関する事。
- (4) 消防及び水防に関する事。
- (5) その他災害等危機管理に関する事。

税務課

- (1) 租税に関する事。
- (2) 住宅新築改修資金等貸付金に関する事。
- (3) 地籍調査に関する事。

会計課

- (1) 出納管理、資金計画及び決算調製に関する事。
- (2) 財政計画、予算の編成に関する事。

福祉介護課

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 障害福祉に関する事。
- (3) 高齢者福祉に関する事。
- (4) 介護保険に関する事。
- (5) 人権相談及び人権擁護に関する事。

住民環境課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。
- (2) 脱炭素に関する事。
- (3) 清掃に関する事。
- (4) 廃棄物収集処理に関する事。
- (5) 公害処理の総合調整に関する事。
- (6) その他生活環境に関する事。

健康保険課

- (1) 公衆衛生等に関する事。
- (2) 国民健康保険に関する事。

- (3) 診療所に関すること。
- (4) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (5) 福祉医療に関すること。
- (6) 運動（スポーツ）を核とした健康づくりに関すること。
- (7) 国民年金に関すること。
- (8) その他健康推進に関すること。

農林振興課

- (1) 農業、畜産及び水産に関すること。
- (2) 林業に関すること。
- (3) 山村振興に関すること。
- (4) 農業委員会に関すること。
- (5) 農業者年金に関すること。

まちづくり推進課

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 商工業に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 消費者行政及び労働に関すること。
- (6) 空き家対策に関すること。
- (7) 移住、定住に関すること。

建設課

- (1) 道路、河川及び砂防に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 京奈和自動車道に関すること。
- (4) 土木施設に関すること。
- (5) 農林土木に関すること。
- (6) 土地改良事業に関すること。
- (7) 農地及び農林施設建設に関すること。
- (8) 広域道路事業等の計画、実施及び推進に関すること。
- (9) 公園の維持管理に関すること。

花園地域振興課

- (1) 花園支所管内の観光施設等に関すること。
- (2) 各種事務事業に係る他課室等との連絡調整に関すること。
- (3) 支所機能に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 99 号

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例（平成19年かつらぎ町
条例第20号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
移動通信用鉄塔施設用伝送路施設の撤去に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年12月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例（平成19年かつらぎ町
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設の項を削る。

第4条を削る。

第5条中「使用者」を「前条第1項の規定により通信用施設等の使用の許可を受けた
者（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第4条とし、第6条から第10条までを
1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

議案第 100 号

かつらぎ町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町特別会計条例（昭和38年かつらぎ町条例第29号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町特別会計条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
花園地域交流推進施設運営事業特別会計の廃止に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特別会計条例の一部を改正する条例

かつらぎ町特別会計条例（昭和38年かつらぎ町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前のかつらぎ町特別会計条例の規定に基づき設置された花園地域交流推進施設運営事業特別会計の令和6年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

議案第 101 号

かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例制定について

かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
かつらぎ町文化財拠点施設の設置に伴い、条例を制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財（出土品を含む。以下同じ。）その他文化財（以下「埋蔵文化財等」という。）の保護及び活用を図り、もって町民の教育、文化等の向上に資するため、かつらぎ町文化財拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び事務所位置)

第2条 拠点施設の名称及び事務所の位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かつらぎ町文化財拠点施設	かつらぎ町大字下天野935番地の1 かつらぎ町文化財拠点施設本館歴史民俗 資料館内

(建物)

第3条 拠点施設の建物は、次に掲げる建物で構成する。

名称	位置
本館 歴史民俗資料館	かつらぎ町大字下天野935番地の1
分館 収蔵庫	かつらぎ町大字御所8番地の2

(事業)

第4条 拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財等の調査及び研究に関すること。
- (2) 出土品、資料等の整理、保存及び収蔵に関すること。
- (3) 埋蔵文化財等に係る資料及び情報の収集、交換等に関すること。
- (4) 出土品、資料等の展示及び公開に関すること。
- (5) 埋蔵文化財等の保護に係る理念の普及及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、かつらぎ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(職員)

第5条 拠点施設に、館長その他必要な職員を置くことができる。

(観覧料)

第6条 拠点施設が展示する展示物の観覧については、無料とする。

(資料館の入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、本館歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬及び教育委員会が必要と認める動物類を除く。）を携帯する者
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、資料館の管理運営上支障があると認める者

(損害賠償)

第8条 資料館を利用する者は、その責めに帰すべき事由により、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(資料の特別利用の許可)

第9条 学術研究等のため、拠点施設の資料の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に拠点施設の管理及び資料の保全のため必要な範囲において条件を付けることができる。

3 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の保全上支障があるとき。

(2) 拠点施設の管理上支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別利用をすることが適当でないと認めるとき。

(運営審議会)

第10条 拠点施設の運営について館長の諮問に応じ調査審議するため、拠点施設に、かつらぎ町文化財拠点施設運営審議会を置くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 102 号

町道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を下記のとおり廃止したいので、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路線名	起 点	終 点
1073	丁ノ町73号線	かつらぎ町大字丁ノ町 817番地先	かつらぎ町大字丁ノ町 817番地先

提案理由

妙寺団地5号館の建築に伴い、住宅及び付属施設用地に供するため、町道を廃止いたしたい。

議案第 103 号

町道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を下記のとおり廃止したいので、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路線名	起 点	終 点
1074	丁ノ町74号線	かつらぎ町大字丁ノ町 817番地先	かつらぎ町大字丁ノ町 817番地先

提案理由

妙寺団地5号館の建築に伴い、住宅及び附属施設用地に供するため、町道を廃止したい。

議案第 104 号

町道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を下記のとおり廃止したいので、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
1075	丁ノ町75号線	かつらぎ町大字丁ノ町 817番地先	かつらぎ町大字丁ノ町 817番地先

提案理由

妙寺団地5号館の建築に伴い、住宅及び付属施設用地に供するため、町道を廃止いたしたい。

議案第 105 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2470番地の1
株式会社 まちづくりかつらぎ
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 106 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
はなぞの温泉「花圃の里」
- 2 指定管理者となる団体の名称
和歌山県橋本市高野口町大野687番地
株式会社 アイガアル
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 107 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年かつらぎ町条例第30号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 地域優良賃貸住宅整備事業の用地取得のため |
| 2 取得する財産 | かつらぎ町大字丁ノ町544番1 1,357.02㎡
かつらぎ町大字丁ノ町551番 5,332.31㎡
かつらぎ町大字丁ノ町551番1 47.93㎡
かつらぎ町大字丁ノ町553番1 576.01㎡
かつらぎ町大字丁ノ町553番3 23.30㎡
かつらぎ町大字丁ノ町554番 548.17㎡ |
| 3 取得予定面積 | 7,884.74㎡ |
| 4 取得の金額 | 109,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 所在地 かつらぎ町大字新田94番地
氏 名 築野食品工業 株式会社 |

議案第 108 号

和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び
和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約（平成18年3月9日和歌山県指令市町村第1137号）を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

和歌山地方税回収機構規約の一部を改正する規約

和歌山地方税回収機構規約（平成18年3月9日和歌山県指令市町村第1137号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税及び」を「地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税並びに」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 109 号

令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第7号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ203,101千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,053,579千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地域優良賃貸住宅用地購入費、総合支援事業費に係る扶助費の増額、災害復旧事業費の組替え等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第7号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,582,432	21,658	1,604,090
	1 国庫負担金	909,643	21,397	931,040
	2 国庫補助金	648,715	261	648,976
16 県支出金		818,666	8,490	827,156
	1 県負担金	398,355	8,360	406,715
	2 県補助金	398,813	130	398,943
18 寄附金		282,212	1,999	284,211
	1 寄附金	282,212	1,999	284,211
19 繰入金		610,114	△7,836	602,278
	1 特別会計繰入金	55,598	11,764	67,362
	2 基金繰入金	554,516	△19,600	534,916
21 諸収入		158,297	37,790	196,087
	5 雑入	145,853	37,790	183,643
22 町債		951,400	141,000	1,092,400
	1 町債	951,400	141,000	1,092,400
補正されなかった款項にかゝる分		7,447,357		7,447,357
歳入合計		11,850,478	203,101	12,053,579

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,529,865	147,046	1,676,911
	1 総務管理費	1,187,668	147,101	1,334,769
	3 戸籍住民基本台帳費	60,619	△55	60,564
3 民生費		3,143,886	54,728	3,198,614
	1 社会福祉費	2,119,339	46,512	2,165,851
	2 児童福祉費	1,013,617	8,216	1,021,833
4 衛生費		1,058,415	6	1,058,421
	1 保健衛生費	634,388	80	634,468
	2 清掃費	424,027	△74	423,953
6 農林水産業費		377,749	414	378,163
	1 農業費	292,824	78	292,902
	2 林業費	84,925	336	85,261
7 商工費		178,663	△382	178,281
	1 商工費	140,397	△382	140,015
8 土木費		829,836	△1,178	828,658
	2 道路橋梁費	272,208	△1,521	270,687
	4 都市計画費	445,212	343	445,555

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,089,698	482	1,090,180
	1 教育総務費	359,056	482	359,538
13 諸支出金		489,890	1,999	491,889
	1 基金費	489,890	1,999	491,889
14 予備費		30,019	△14	30,005
	1 予備費	30,019	△14	30,005
補正されなかった款項にかかる分		3,122,457		3,122,457
歳出合	計	11,850,478	203,101	12,053,579

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 7 号)

1. 総括表

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,582,432	21,658	1,604,090
16 県支出金	818,666	8,490	827,156
18 寄附金	282,212	1,999	284,211
19 繰入金	610,114	△7,836	602,278
21 諸収入	158,297	37,790	196,087
22 町債	951,400	141,000	1,092,400
補正されなかった款項にかかる分	7,447,357		7,447,357
歳入合計	11,850,478	203,101	12,053,579

(単位：千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,529,865	147,046	1,676,911		133,000		14,046
3 民生費	3,143,886	54,728	3,198,614	30,148	1,100	9,944	13,536
4 衛生費	1,058,415	6	1,058,421				6
6 農林水産業費	377,749	414	378,163			228	186
7 商工費	178,663	△382	178,281				△382

8 土 木 費	829,836	△1,178	828,658				△1,178
10 教 育 費	1,089,698	482	1,090,180				482
13 諸支出金	489,890	1,999	491,889			1,999	
14 予 備 費	30,019	△14	30,005				△14
補正されなかった款項にかかる分	3,122,457		3,122,457		6,900		△6,900
歳 出 合 計	11,850,478	203,101	12,053,579	30,148	141,000	12,171	19,782

1. 歳入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
			千円	千円	千円			金	額
15		国庫支出金	1,582,432	21,658	1,604,090			千円	千円
	1	国庫負担金	909,643	21,397	931,040				
		1 民生費国庫負担金	480,781	21,397	502,178				
						1	保険基盤安定制度負担金	△1,582	国民健康保険事業 保険者支援分 21,029-22,309 未就学児均等割保険税分 408-584 産前産後保険税分 12-138 △1,280 △176 △126
						3	総合支援事業費等負担金	18,737	総合支援給付費 障害福祉サービス費 226,683-209,500 相談支援給付費 5,523-4,850 補装具給付事業費 4,331-3,450 17,183 673 881
						4	障害児通所支援事業費等負担金	2,470	障害児通所給付費 51,720-50,000 障害児相談給付費 2,750-2,000 1,720 750

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	8 子どものための教育・保育給付費負担金	千円 1,772	3歳未満児 8,024-6,430 3歳以上児 932-754
		3 災害復旧費国庫負担金	421,877		421,877			
						1 土木施設災害復旧費負担金		現年 221,777-88,377 過年 200,100-333,500
	2	国庫補助金	648,715	261	648,976			
		2 民生費国庫補助金	53,396	261	53,657			
						1 地域生活支援事業費等補助金	261	日中一時支援事業 1,161-900
16		県支出金	818,666	8,490	827,156			
	1	県負担金	398,355	8,360	406,715			
		2 民生費県負担金	330,544	8,360	338,904			
						1 保険基盤安定制度負担金	△2,834	国民健康保険事業 保険税軽減分 59,526-61,824 保険者支援分 10,514-11,155
								△ 2,298 △641

補正第 7号

県支出金

補正第 7号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円		千円	未就学児均等割保険税分 204-292 産前産後保険税分 6-69 後期高齢者医療事業 66,691-66,435	千円 △88 △63 256
						4 総合支援事業費 等負担金	9,368	総合支援給付費 障害福祉サービス費 113,341-104,750 相談支援給付費 2,762-2,425 補装具給付事業費 2,165-1,725	8,591 337 440
						5 障害児通所支援 事業費等負担金	1,235	障害児通所給付費 25,860-25,000 障害児相談給付費 1,375-1,000	860 375
						8 子どものための 教育・保育給付 費負担金	591	3歳未満児 2,778-2,306 3歳以上児 496-377	472 119
2		県補助金	398,813	130	398,943				
		2 民生費県補助金	79,569	130	79,699				

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	11 地域生活支援事業費等補助金	千円 130	日中一時支援事業 580-450	千円
18		寄附金	282,212	1,999	284,211				
	1	寄附金	282,212	1,999	284,211				
		4 農林水産業費寄附金	2	1,999	2,001				
						1 農林水産業費寄附金	1,999	かつらぎ町地域食料供給施設整備基金寄附金 2,000-1	
19		繰入金	610,114	△7,836	602,278				
	1	特別会計繰入金	55,598	11,764	67,362				
		2 後期高齢者医療事業会計繰入金	2,739	11,764	14,503				
						1 後期高齢者医療事業会計繰入金	11,764	14,503-2,739	
2		基金繰入金	554,516	△19,600	534,916				
		1 基金繰入金	554,516	△19,600	534,916				
						1 財政調整基金繰入金	△19,600	260,200-279,800	

諸 収 入

補 正 第 7 号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
21		諸 収 入	千円 158,297	千円 37,790	千円 196,087		千円	千円
	5	雑 入	145,853	37,790	183,643			
		1 雑 入	145,853	37,790	183,643			
						1 雑 入	37,790	保育委託運営費 9,944 橋本周辺広域市町村圏組合負担金返還金 23,554 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場直接搬入手数料選付金 2,462 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場売却益精算金 1,528 中山間地域等直接支払交付金事業返還金 302
22		町 債	951,400	141,000	1,092,400			
	1	町 債	951,400	141,000	1,092,400			
		1 総 務 債	2,300	133,000	135,300			
						1 総務債	133,000	公営住宅建設事業 地域優良賃貸住宅整備事業 133,000-0
		2 民 生 債	28,000	1,100	29,100			
						1 民生債	1,100	合併特例事業 こども園広域整備事業 1,100-0

町 債

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
		8 災害復旧債	千円 442,300	千円 6,900	千円 449,200			千円	千円
						1 補助災害復旧債		6,900	現年 公共土木施設 116,200-46,900 過年 公共土木施設 96,400-158,800 69,300 △62,400
		歳入合計	11,850,478	203,101	12,053,579				

補正第 7号

2. 歳出

総務費

補正第 7号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2		総務費	千円 1,529,865	千円 147,046	千円 1,676,911	千円	千円	千円	千円 14,046		千円	千円
	1	総務管理費	1,187,668	147,101	1,334,769			133,000	14,101			
		1 一般管理費	443,222	12,976	456,198				12,976			
										2 給料	△1,734	職員給
										3 職員手当等	△860	扶養手当 児童手当 期末勤勉手当 20 120 △1,000
										4 共済費	△585	職員共済組合負担金
										18 負担金、補助及び交付金	16,155	退職手当負担金
	5	会計管理費	73,703	30	73,733				30			
										3 職員手当等	30	児童手当
	7	企画費	184,695	133,050	317,745			133,000	50			
										16 公有財産購入費	133,050	地域優良賃貸住宅用地購入費
	13	電算管理費	47,334	1,045	48,379				1,045			

総務費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	千円 1,045	総合行政システム修正委託料 千円
	3	戸籍住民基本台帳費	60,619	△55	60,564				△55			
		1 戸籍住民基本台帳費	60,619	△55	60,564				△55			
										2 給料	△55	職員給
3		民生費	3,143,886	54,728	3,198,614	30,148	1,100	9,944	13,536			
	1	社会福祉費	2,119,339	46,512	2,165,851	27,785			18,727			
		1 社会福祉総務費	896,917	2,741	899,658	△4,672			7,413			
										27 繰出金	2,741	国民健康保険事業特別会計繰出金(保険基金安定制度) △5,626 国民健康保険事業特別会計繰出金(未就学児均等割保険税) △352 国民健康保険事業特別会計繰出金(産前産後保険税) △252 介護保険事業特別会計繰出金(介護給付費)
		8 後期高齢者医療事業費	386,291	342	386,633	256			86			

民生費

補正第7号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特	補正額の財源			区分	金額	
							国県支出金	地方債	その他の一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	27	繰出金	千円 342	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険 基盤安定制度分）
		12 総合支援費	521,464	38,473	559,937	28,496		9,977				
									11	役務費	108	医師意見書作成手数料
									12	委託料	521	日中一時支援事業業務委託料
									19	扶助費	37,475	障害福祉サービス費 相談支援給付費 補装具給付事業費
									21	補償、補填 及び賠償金	369	基幹相談支援センター事業補償金
		13 障害児通所 支援費	105,328	4,956	110,284	3,705		1,251				
									11	役務費	16	障害児通所支援審査支払手数料
									19	扶助費	4,940	障害児通所給付費 障害児相談支援給付費
2		児童福祉費	1,013,617	8,216	1,021,833	2,363	1,100	9,944	△5,191			
		1 児童福祉総 務費	74,627	7,024	81,651	2,363			4,661			

民生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	千円 7,024	保育業務委託料	千円
		6 こども園運営費	502,330	1,192	503,522		1,100	9,944	△9,852				
										11 役務費	19	建築確認手数料	
										12 委託料	1,173	佐野こども園庇増築工事設計業務委託料	
4		衛生費	1,058,415	6	1,058,421				6				
1		保健衛生費	634,388	80	634,468				80				
		1 保健衛生総務費	122,368	△1,320	121,048				△1,320				
										2 給料	△1,120	職員給	
										4 共済費	△200	職員共済組合負担金	
		3 環境衛生費	253,215	1,400	254,615				1,400				
										18 負担金、補助及び交付金	1,400	簡易水道等加入分担金補助金	
2		清掃費	424,027	△74	423,953				△74				
1		1 清掃総務費	275,112	△74	275,038				△74				

補正第 7号

衛生費

補正第 7号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他財源	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	2 給	千円 △74	職員給	千円	
6		農林水産業費	377,749	414	378,163			228	186			
	1	農業費	292,824	78	292,902			228	△150			
		1 農業委員会費	21,421	△150	21,271				△150			
										2 給	△150	職員給
		8 中山間地域等直接支払推進事業費	54,875	228	55,103			228				
										22 償還金、利子及び割引料	228	交付金返還金
2		林業費	84,925	336	85,261				336			
		1 林業総務費	65,892	83	65,975				83			
										3 職員手当等	83	扶養手当 児童手当 期末勤勉手当
												40 30 13

農林水産業費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		3 山村振興総務費	千円 1,034	千円 253	千円 1,287	千円	千円	千円	千円 253		千円	千円
									10 需用費	253	修繕費	
	7	商工費	178,663	△382	178,281				△382			
	1	商工費	140,397	△382	140,015				△382			
		1 商工総務費	136,423	△382	136,041				△382			
									2 給料	△382	職員給	
8		土木費	829,836	△1,178	828,658				△1,178			
	2	道路橋梁費	272,208	△1,521	270,687				△1,521			
		1 道路橋梁総務費	21,108	△1,521	19,587				△1,521			
									2 給料	△1,271	職員給	
									3 職員手当等	△250	住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	△50 △50 △150
	4	都市計画費	445,212	343	445,555				343			

土木費

補正第 7号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
		1 都市計画総務費	千円 268,272	千円 343	千円 268,615	千円	千円	千円	千円 343			千円	千円
										27 繰出金	343	下水道事業会計繰出金	
10		教育費	1,089,698	482	1,090,180				482				
	1	教育総務費	359,056	482	359,538				482				
		2 事務局費	132,185	482	132,667				482				
										3 職員手当等	120	児童手当	
										4 共済費	362	特別職共済組合負担金	
11		災害復旧費	1,098,500		1,098,500		6,900		△6,900				
	2	公共土木施設災害復旧費	858,900		858,900		6,900		△6,900				
	1	現年発生公共土木施設補助災害復旧事業費	161,600	202,700	364,300	133,400	69,300						
										10 需用費	2,000	消耗品費 燃料費	1,000 1,000

災害復旧費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	11 役務費	千円700	千円	郵送料
									14 工事請負費	200,000		町道四邑13号線地すべり災害復旧工事
		3 過年発生公共土木施設補助災害復旧事業費	510,000	△202,700	307,300	△133,400	△62,400	△6,900				
									10 需用費	△2,000	△1,000 △1,000	消耗品費 燃料費
									11 役務費	△700		郵送料
									14 工事請負費	△200,000		町道四邑13号線地すべり災害復旧工事
13		諸支出金	489,890	1,999	491,889			1,999				
1		基金費	489,890	1,999	491,889			1,999				
		8 かつらぎ町地域食材供給施設整備基金費	2	1,999	2,001			1,999				
									24 積立金	1,999	金	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金積立
14		予備費	30,019	△14	30,005			△14				

補正第7号

- 42 -

第 2 表 地方債補正

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
地域優良賃 貸住宅整備 事業	千円				千円 133,000	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。
こども園庇整 備事業					1,100	〃	〃	〃
災害復旧事 業	442,300	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。	449,200	〃	〃	〃

給 与 費 明 細 書

(一般)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与			費 計	共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当				
補正後	288	千円 165,017	千円 699,935	千円 508,713	千円 1,373,665	千円 296,115	千円 1,669,780	
補正前	289	165,017	704,721	509,590	1,379,328	296,538	1,675,866	
比較	△ 1		△ 4,786	△ 877	△ 5,663	△ 423	△ 6,086	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,711	342,956	21,722	7,536	538	84,422	650
	補正前	22,651	344,093	21,772	7,586	538	84,422	650
	比較	60	△ 1,137	△ 50	△ 50			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			
		千円	千円	千円	千円		千円	千円
	補正後	12,155	1,711	2,272	1,000		千円	508,713
	補正前	11,855	1,711	2,272	1,000			509,590
	比較	300						△ 877

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 4,786	休業等に伴う職員給料減	
職員手当	△ 877	休業等に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,130
補正前	6,128

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当		
補正後	人 187	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			699,935	446,425		1,146,360	254,657	1,401,017	
補正前	188		704,721	447,302		1,152,023	255,080	1,407,103	
比較	△ 1		△ 4,786	△ 877		△ 5,663	△ 423	△ 6,086	
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	地域手当	管理職手当	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正後	22,711	285,722	16,668	7,536	538	650	11,040	
	補正前	22,651	286,859	16,718	7,586	538	650	11,040	
	比較	60	△ 1,137	△ 50	△ 50				
の 内 訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正後	12,155	1,711	2,272	1,000			446,425	
	補正前	11,855	1,711	2,272	1,000			447,302	
	比較	300						△ 877	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	△ 4,786	休業等に伴う職員給料減		
職員手当	△ 877	休業等に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,130
補正前	6,128

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費	超 勤 手 当	地 域 手 当		
補正後	人 101	千円 165,017	千円	千円 62,288	千円 227,305	千円 41,458	千円 268,763			
補正前	101	165,017		62,288	227,305	41,458	268,763			
比較										
職 員 手 当 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正前		57,234	5,054						
	比較		57,234	5,054						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
	補正前								62,288	
	比較								62,288	

議案第 110 号

令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,832千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,623,259千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

保険給付費等交付金及び保険基盤安定繰入金の減額等に伴い予算措置したい。

歳入歳出予算補正（第3号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		386,041	6,230	392,271
	1 国民健康保険税	386,041	6,230	392,271
3 県支出金		1,978,879	△1,832	1,977,047
	1 県負担金・補助金	1,976,054	△1,832	1,974,222
5 繰入金		219,113	△6,230	212,883
	1 他会計繰入金	194,113	△6,230	187,883
補正されなかった款項にかかると分		41,058		41,058
歳入合計		2,625,091	△1,832	2,623,259

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		44,163	△1,832	42,331
	1 償還金及び還付加算金	10,204	152	10,356
	5 基金費	21,926	△1,984	19,942
補正されなかった款項にかかると分		2,580,928		2,580,928
歳出合計		2,625,091	△1,832	2,623,259

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	386,041	6,230	392,271
3 県支出金	1,978,879	△1,832	1,977,047
5 繰入金	219,113	△6,230	212,883
補正されなかった款項にかかる分	41,058		41,058
歳入合計	2,625,091	△1,832	2,623,259

(単位: 千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	44,163	△1,832	42,331				△1,832
補正されなかった款項にかかる分	2,580,928		2,580,928	△1,832			1,832
歳出合計	2,625,091	△1,832	2,623,259	△1,832			

1. 歳入

国民健康保険税

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
1		国民健康保険税	千円 386,041	千円 6,230	千円 392,271		千円		千円
1		国民健康保険税	386,041	6,230	392,271				
		1 一般被保険者国民健康保険税	386,026	6,230	392,256				
						1 医療給付費分現年課税分	5,351	245,436-240,085	
						2 後期高齢者支援金現年課税分	711	98,791-98,080	
						3 介護納付金分現年課税分	168	33,424-33,256	
3		県支出金	1,978,879	△1,832	1,977,047				
1		県負担金・補助金	1,976,054	△1,832	1,974,222				
		1 保険給付費等交付金	1,976,054	△1,832	1,974,222				
						2 保険給付費等交付金(特別交付金)	△1,832	保険者努力支援分 5,556-6,722 特定健診等負担金 4,646-5,312	△1,166 △666
5		繰入金	219,113	△6,230	212,883				

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
	1	他会計繰入金	千円 194,113	千円 △6,230	千円 187,883		千円		千円
		1 一般会計繰入金	194,113	△6,230	187,883				
						1 保険基盤安定繰入金	△6,230	保険基盤安定繰入金 121,427-127,053 未就学児均等割保険税繰入金 816-1,168 産前産後保険税繰入金 24-276	△5,626 △352 △252
		歳入合計	2,625,091	△1,832	2,623,259				

2. 歳 出

国民健康保険事業費納付金

款 項	目	補 正 額 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
					特 定 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
3	国民健康保険事業費納付金	千円 568,720	千円	千円 568,720	千円 △1,166	千円	千円	千円 1,166	千円		千円	千円
1	医療給付費分	391,953		391,953	△1,166			1,166				
	1 一般被保険者医療給付費分	391,953		391,953	△1,166			1,166				
5	保健事業費	19,343		19,343	△666			666				
2	特定健康診査等事業費	16,025		16,025	△666			666				
	1 特定健康診査等事業費	16,025		16,025	△666			666				
6	諸支出金	44,163	△1,832	42,331				△1,832				
1	償還金及び還付加算金	10,204	152	10,356				152				
	3 償 還 金	7,104	152	7,256				152				
									22 償還金、利子及び割引料	152	保険給付費等交付金返還金	

諸支出金

補正第 3号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
	5	基金費	千円 21,926	千円 △1,984	千円 19,942	千円	千円	千円	千円 △1,984		千円	千円
		1 国民健康保険事業基金費	21,926	△1,984	19,942				△1,984			
										24 積立金	△1,984	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金
		歳出合計	2,625,091	△1,832	2,623,259	△1,832						

議案第 111 号

令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ24,904千円を追加し、歳入歳出それぞれ657,927千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第3号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		242,407	12,798	255,205
	1 後期高齢者医療保険料	242,407	12,798	255,205
3 繰入金		382,276	342	382,618
	1 一般会計繰入金	382,276	342	382,618
5 諸収入		549	11,764	12,313
	2 雑入	547	11,764	12,311
補正されなかった款項にかかる分		7,791		7,791
歳入合計		633,023	24,904	657,927

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		615,144	13,140	628,284
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	615,144	13,140	628,284
3 諸支出金		2,952	11,764	14,716
	2 繰出金	2,739	11,764	14,503
補正されなかった款項にかかる分		14,927		14,927
歳出合計		633,023	24,904	657,927

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	242,407	12,798	255,205
3 繰入金	382,276	342	382,618
5 諸収入	549	11,764	12,313
補正されなかった款項にかかる分	7,791		7,791
歳入合計	633,023	24,904	657,927

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	615,144	13,140	628,284				13,140
3 諸支出金	2,952	11,764	14,716				11,764
補正されなかった款項にかかる分	14,927		14,927				
歳出合計	633,023	24,904	657,927				24,904

1. 歳入

後期高齢者医療保険料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
1		後期高齢者医療 保険料	千円 242,407	千円 12,798	千円 255,205		千円		千円
	1	後期高齢者医療 保険料	242,407	12,798	255,205				
		1 後期高齢者医療 保険料	242,407	12,798	255,205				
						1 現年度分	12,798	特別徴収保険料 普通徴収保険料	7,569 5,229
3		繰入金	382,276	342	382,618				
	1	一般会計繰入金	382,276	342	382,618				
		1 一般会計繰入金	382,276	342	382,618				
						1 保険基盤安定繰 入金	342	88,923-88,581	
5		諸収入	549	11,764	12,313				
	2	雑収入	547	11,764	12,311				
		1 雑収入	547	11,764	12,311				
						1 雑収入	11,764	後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金	
		歳入合計	633,023	24,904	657,927				

2. 歳 出

後期高齢者医療広域連合納付金

補 正 第 3 号

款 項	目	補 正 額 の	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
						国県支出金	地方債	その他			
2	後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 615,144	千円 13,140	千円 628,284	千円	千円	千円 13,140	千円	千円	千円	
1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	615,144	13,140	628,284			13,140				
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	615,144	13,140	628,284			13,140				
								18 負担金、補 助及び交付 金	13,140		後期高齢者医療広域連合納付金（保険料分 12,798 後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤 安定制度分） 342
3	諸支出金	2,952	11,764	14,716			11,764				
2	繰出金	2,739	11,764	14,503			11,764				
	1 一般会計繰 出金	2,739	11,764	14,503			11,764				
								27 繰 出 金	11,764		一般会計繰出金
	歳 出 合 計	633,023	24,904	657,927			24,904				

議案第 112 号

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ71,772千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,802,521千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

基金繰入金及び介護給付費等の増額を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第3号）

第1表
(歳入)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		423,394	6,354	429,748
	1 介護保険料	423,394	6,354	429,748
4 支払基金交付金		660,601	19,378	679,979
	1 支払基金交付金	660,601	19,378	679,979
5 県支出金		380,221	10,027	390,248
	1 県負担金	361,960	10,027	371,987
7 繰入金		488,759	36,013	524,772
	1 一般会計繰入金	443,759	8,971	452,730
	2 基金繰入金	45,000	27,042	72,042
補正されなかった款項にかかる分		777,774		777,774
歳入	合計	2,730,749	71,772	2,802,521

(歳出)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,395,056	71,772	2,466,828
	1 介護サービス等諸費	2,172,297	62,583	2,234,880
	2 介護予防サービス等諸費	37,600	5,387	42,987

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 その他諸費	1,667	93	1,760
	4 高額介護サービス給付費	63,591	3,709	67,300
補正されなかった款項にかかる分		335,693		335,693
歳出合計		2,730,749	71,772	2,802,521

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	423,394	6,354	429,748
4 支払基金交付金	660,601	19,378	679,979
5 県支出金	380,221	10,027	390,248
7 繰入金	488,759	36,013	524,772
補正されなかった款項にかかる分	777,774		777,774
歳入合 計	2,730,749	71,772	2,802,521

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	2,395,056	71,772	2,466,828	10,026		19,378	42,368
補正されなかった款項にかかる分	335,693		335,693				
歳出合 計	2,730,749	71,772	2,802,521	10,026		19,378	42,368

1. 歳入

介護保険料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
1		介護保険料	千円 423,394	千円 6,354	千円 429,748		千円		千円
	1	介護保険料	423,394	6,354	429,748				
		1 第1号被保険者 保険料	423,394	6,354	429,748				
						1 現年度分	6,354	過年度分 383-1 特別徴収 401,984-401,312 普通徴収 26,421-21,121	382 672 5,300
4		支払基金交付金	660,601	19,378	679,979				
	1	支払基金交付金	660,601	19,378	679,979				
		1 介護給付費交付 金	646,665	19,378	666,043				
						1 現年度分	19,378	666,043-646,665	
5		県支出金	380,221	10,027	390,248				
	1	県負担金	361,960	10,027	371,987				
		1 介護給付費負担 金	361,960	10,027	371,987				
						1 現年度分	10,027	371,987-361,960	

繰入金

補正第3号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
7		繰入金	千円 488,759	千円 36,013	千円 524,772		千円	千円
	1	一般会計繰入金	443,759	8,971	452,730			
		1 介護給付費繰入金	299,382	8,971	308,353			
						1 現年度分	8,971	308,353-299,382
	2	基金繰入金	45,000	27,042	72,042			
		1 介護保険事業基金繰入金	45,000	27,042	72,042			
						1 介護保険事業基金繰入金	27,042	72,042-45,000
		歳入合計	2,730,749	71,772	2,802,521			

2. 歳出

保険給付費

款	項	目	補正額の 前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特	定財源			区分	金額	
							国県支出金	地方債	その他			
2		保険給付費	千円 2,395,056	千円 71,772	千円 2,466,828	千円 10,026	千円	千円 19,378	千円 42,368		千円	千円
	1	介護サービス等諸費	2,172,297	62,583	2,234,880	8,714		16,898	36,971			
	1	居宅介護サービス給付費	771,275	42,496	813,771	5,312		11,474	25,710			
										18 負担金、補助及び交付金	42,496	居宅介護サービス給付費
	2	施設介護サービス給付費	1,082,194	17,806	1,100,000	3,117		4,808	9,881			
										18 負担金、補助及び交付金	17,806	施設介護サービス給付費
	4	居宅介護福祉用具購入費	2,589	811	3,400	101		219	491			
										18 負担金、補助及び交付金	811	居宅介護福祉用具購入費

保険給付費

補正第3号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	千円
						特	財源			一般財源	区分	金額		
							国庫支出金	地方債	その他					
		6 居宅介護サービス計画給付費	千円 113,530	千円 1,470	千円 115,000	千円 184	千円	千円 397	千円 889			千円		千円
										18 負担金、補助及び交付金	1,470		居宅介護サービス計画給付費	
	2	介護予防サービス等諸費	37,600	5,387	42,987	836		1,454	3,097					
		1 介護予防サービス給付費	27,933	3,272	31,205	572		883	1,817					
										18 負担金、補助及び交付金	3,272		介護予防サービス給付費	
	4	介護予防住宅改修費	2,585	2,115	4,700	264		571	1,280					
										18 負担金、補助及び交付金	2,115		介護予防住宅改修費	
	3	その他諸費	1,667	93	1,760	11		24	58					

保険給付費

款	項	目	補正額の 補正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
							国県支出金	地方債	その他			
		1 審査支払手数料	千円 1,667	千円 93	千円 1,760	千円 11	千円	千円 24	千円 58		千円	千円
										11 役務費	93	介護報酬等審査支払手数料
4		高額介護サービス給付費	63,591	3,709	67,300	464		1,001	2,244			
		1 高額介護サービス給付費	63,291	3,709	67,000	464		1,001	2,244			
										18 負担金、補助及び交付金	3,709	高額介護サービス給付費
6		特定入所者介護サービス費等	111,141		111,141	1		1	△2			
		1 特定入所者介護サービス費	111,041		111,041	1		1	△2			
		歳出合計	2,730,749	71,772	2,802,521	10,026		19,378	42,368			

補正第 3号

議案第 113 号

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

はなぞの温泉「花圃の里」指定管理に伴う債務負担行為を予算措置いたしたい。

第 1 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
はなぞの温泉「花圃の里」指定管理料			令和6年度 } 令和11年度	60,000千円

議案第 114 号

令和6年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

第2条 令和6年度かつらぎ町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	290,123	9,663	299,786
第1項 営業費用	266,798	9,663	276,461

（2） 簡易水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	112,834	2,000	114,834
第2項 営業外収益	58,592	2,000	60,592

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	121,170	900	122,070
第1項 営業費用	113,193	900	114,093

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

修繕費及び加入分担金等の増額を予算措置いたしたい。

令和 6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額			補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)							
1 水 道 事 業 収 益	285,955	112,834	4,430	0	2,000	0	405,219
(資 本 的 収 入)							
1 資 本 的 収 入	175,273	79,094	852	0	0	0	255,219
収 入 合 計	461,228	191,928	5,282	0	2,000	0	660,438
(収 益 的 支 出)							
1 水 道 事 業 費 用	290,123	121,170	6,567	9,663	900	0	428,423
(資 本 的 支 出)							
1 資 本 的 支 出	305,637	96,725	1,553	0	0	0	403,915
支 出 合 計	595,760	217,895	8,120	9,663	900	0	832,338
収 支 差 引	△ 134,532	△ 25,967	△ 2,838	△ 9,663	1,100	0	△ 171,900

令和6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第3号)

(上水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	285,955	0	285,955
(資本的収入)			
1 資本的収入	175,273	0	175,273
収入合計	461,228	0	461,228

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国庫支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 水道事業費用	290,123	9,663	299,786			9,663
(資本的支出)						
1 資本的支出	305,637	0	305,637			
支出合計	595,760	9,663	605,423			9,663

3. 支 出 (収益的支出)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					国県支出金	特 定 財 債	所 の 他	一般財源	区 分	金 額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1	水道事業費 用	290,123	9,663	299,786				9,663			
1	営業費用	266,798	9,663	276,461				9,663			
	2 配水給水費	37,686	8,000	45,686				8,000			
									19 修繕費	8,000	配水関係修繕
	4 総係費	61,551	1,663	63,214				1,663			
									2 手 当	1,663	超勤手当
	支出合計	290,123	9,663	299,786				9,663			

令和6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第3号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	112,834	2,000	114,834
(資本的収入)			
1 資本的収入	79,094	0	79,094
収入合計	191,928	2,000	193,928

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	121,170	900	122,070				900
(資本的支出)							
1 資本的支出	96,725	0	96,725				
支出合計	217,895	900	218,795				900

2. 収 入 (収益的收入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	水道事業収益	千円 112,834	千円 2,000	千円 114,834		千円	千円
2	営業外収益	58,592	2,000	60,592			
	2 分担金	2,954	2,000	4,954			
					1 加入分担金	2,000	4,954-2,954 2,000
	収入合計	112,834	2,000	114,834			

3. 支出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	説明	
						特定財源			一般財源	区分			金額
						国県支出金	地方債	その他					
1		水道事業費用	千円 121,170	千円 900	千円 122,070	千円	千円	千円	千円 900		千円	千円	
	1	営業費用	113,193	900	114,093				900				
		2 配水給水費	10,797	900	11,697				900				
									19 修繕費	900	配水管等修繕		
		支出合計	121,170	900	122,070				900				

給 与 費 明 細 書

(水道事業)
(単位：千円)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後								
損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	26,787	17,025	44,027	9,812	53,839
資本勘定支弁職員								
合 計	14	8 (0)	215	26,787	17,025	44,027	9,812	53,839
補正前								
損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	26,787	15,362	42,364	9,812	52,176
資本勘定支弁職員								
合 計	14	8 (0)	215	26,787	15,362	42,364	9,812	52,176
比較								
損益勘定支弁職員					1,663	1,663		1,663
資本勘定支弁職員								
合 計					1,663	1,663		1,663

手 当 の 内 取	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
手 当 の 内 取	補正後	558	11,207	282			4,026	13	
	補正前	558	11,207	282			2,363	13	
	比 較						1,663		
	区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	管 理 職 員 特 別 手 当	児 童 手 当				合 計
	補正後	12	707		220				17,025
	補正前	12	707		220				15,362
	比 較								1,663
	区 分	一 人 当 た り 給 与 費 (千円)							
	補正後	5,477							
	補正前	5,269							

※ () 内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	24,720	16,173	9,250	50,358
資本勘定支弁職員							
合 計	14	6 (0)	215	24,720	16,173	9,250	50,358
損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	24,720	14,510	9,250	48,695
資本勘定支弁職員							
合 計	14	6 (0)	215	24,720	14,510	9,250	48,695
損益勘定支弁職員					1,663		1,663
資本勘定支弁職員							
合 計					1,663		1,663

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	558	10,403	234		4,026	13		
補正前	558	10,403	234		2,363	13		
比 較					1,663			
区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兄 童 手 当			合	計
補正後	12	707		220				16,173
補正前	12	707		220				14,510
比 較								1,663
手当の内訳								
一人当たり給与費 (千円)								
区 分								
補正後	6,816							
補正前	6,538							

給 与 費 明 細 書

イ 会計年度任用職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員		2 (0)		2,067	852	2,919	562	3,481
資本勘定支弁職員								
合 計		2 (0)		2,067	852	2,919	562	3,481
損益勘定支弁職員		2 (0)		2,067	852	2,919	562	3,481
資本勘定支弁職員								
合 計		2 (0)		2,067	852	2,919	562	3,481
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計								
比 較								

手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	出勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当							
	補正後			804	48												
	補正前			804	48												
	比較																
	区分	徴収手当	緊急連絡手当	管理職員特別手当	児童手当				合計								
	補正後								852								
	補正前								852								
	比較																
	<table><tr><td>区分</td><td>一人当たり給与費（千円）</td></tr><tr><td>補正後</td><td>1,460</td></tr><tr><td>補正前</td><td>1,460</td></tr></table>											区分	一人当たり給与費（千円）	補正後	1,460	補正前	1,460
	区分	一人当たり給与費（千円）															
補正後	1,460																
補正前	1,460																

議案第 115 号

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

第2条 令和6年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	459,951	343	460,294
第2項	営業外収益	321,131	343	321,474
支 出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	485,703	343	486,046
第1項	営業費用	422,622	343	422,965

令和6年11月28日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

一般会計補助金及び手当の増額を予算措置いたしたい。

令和6年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括 (収入) (単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 下水道事業収益	459,951	343	460,294
(資本的収入)			
1 資本的収入	175,372	0	175,372
収入合計	635,323	343	635,666

1. 総括 (支出) (単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 下水道事業費用	485,703	343	486,046			343
(資本的支出)						
1 資本的支出	301,288	0	301,288			
支出合計	786,991	343	787,334			343

2. 收入 (收益的收入)

款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 算 千円	節 分 金 額 千円		説 明 千円
					区 分	金 額	
1	下水道事業収 益	459,951	343	460,294			
	2 営業外収益	321,131	343	321,474			
	2 他会計補助金	169,681	343	170,024			
					I 一般会計 補助金	343	--一般会計繰入金
	収入合計	459,951	343	460,294			

3. 支 出 (収益的支出)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
					特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
					国県支出金	そ の 他						
1	下水道事業 費用	千円 485,703	千円 343	千円 486,046	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
	1 営業費用	422,622	343	422,965			343					
	2 総係費	35,487	343	35,830			343			2 手 当	343	超勤手当
	支出合計	485,703	343	486,046								

給 与 費 明 細 書

(下水道事業)

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	費 計		
補 正 後								
損益勘定支弁職員		4 (0)		15,076	7,575	22,651	5,105	27,756
資本勘定支弁職員								
合 計		4 (0)		15,076	7,575	22,651	5,105	27,756
補 正 前								
損益勘定支弁職員		4 (0)		15,076	7,232	22,308	5,105	27,413
資本勘定支弁職員								
合 計		4 (0)		15,076	7,232	22,308	5,105	27,413
比 較					343	343		343
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計					343	343		343

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補 正 後	78	5,466	176	264	1,099		480	
補 正 前	78	5,466	176	264	756		480	
比 較					343			
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兄 童 手 当					合 計
補 正 後		12						7,575
補 正 前		12						7,232
比 較								343

※ () 内は、短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。) について示している。

(下水道事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後		3 (0)		12,609	6,558	19,167	4,410	23,577
合 計		3 (0)		12,609	6,558	19,167	4,410	23,577
補正前		3 (0)		12,609	6,215	18,824	4,410	23,234
合 計		3 (0)		12,609	6,215	18,824	4,410	23,234
比 較					343	343		343
合 計					343	343		343

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	78	4,503	135	264	1,086		480	
補正前	78	4,503	135	264	743		480	
比 較					343			
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	児 童 手 当					合 計
補正後		12						6,558
補正前		12						6,215
比 較								343

(下水道事業)

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区	分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,467	1,017	3,484	695	4,179
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		2,467	1,017	3,484	695	4,179
補正前	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,467	1,017	3,484	695	4,179
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		2,467	1,017	3,484	695	4,179
比較	損益勘定支弁職員								
	資本勘定支弁職員								
	合 計								

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休日勤務手当	管理職手当	地 域 手 当
	補正後			41		13			
	補正前			41		13			
	比 較								
	区 分	徴 収 手 当	管理職員 特別勤務手当	児 童 手 当					合 計
	補正後								1,017
	補正前								1,017
	比 較								

